廿日市市熱中症対策指定暑熱避難施設募集要項

１．目的

本要項は、国の熱中症対策実行計画に基づき、市民等のために暑さをしのぐ避難場所

として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集するために定めるものである。

２．応募資格

　　応募資格は市内に所在する施設で、以下の要件を満たす施設とする。

(1) 適当な冷房設備を有すること

(2) 公表している解放可能日において熱中症特別警戒情報が発表されたときに当該施設

の指定箇所を住民その他に開放することができること

(3) 受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じた一人あたり滞在することが

可能な空間が適切に確保されていること

(4) 当該施設の指定箇所が無料で利用可能であること

３．実施内容

熱中症対策として市民が休憩できる場所として、以下の内容を実施すること。

(1) 各施設の出入り口や該当箇所等、見やすい場所へのクーリングシェルター案内の掲示

(2) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内（問い合わせがあった場合）

(3) 休憩用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので可）

(4) 空調の適切な管理

４．施設運用期間

クーリングシェルターの運用期間は熱中症警戒情報の運用期間である4月第4水曜日

から10月第4水曜日までとする。なお、運用できる日及び時間帯は施設の状況に応じ

る。

５． 応募方法

　　「廿日市市熱中症対策指定暑熱避難施設申込票」を廿日市市ゼロカーボン推進課に申

込書（別紙１）をメール又は郵送で提出する。

６．応募先

郵便番号 　738-8501

住　　所　 広島県廿日市市下平良一丁目11-1

宛　　名 　廿日市市役所生活環境部ゼロカーボン推進課

電　　話　 0829-30-9224

　 E-mail　　zerocarbon@city.hatsukaichi.lg.jp

７．提出後の流れ

応募様式提出後の流れは以下のとおりとする。

(1) 市と施設管理者で協定内容の協議

(2) 協定の締結　　※　協定書の例（別紙２）参照

(3) クーリングシェルター施設情報の公表（市HP等）

(4) クーリングシェルター運用開始